



## 別海町農業委員会議事録

(令和6年1月31日)

---

○開催日時 令和6年1月31日(水)  
午前10時00分から午後0時15分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

### ○議事日程

- 日程第 1 報告第1号 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法)
- 日程第 2 報告第2号 農地法第5条許可書の交付について
- 日程第 3 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 4 報告第4号 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について
- 日程第 5 議案第1号 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について
- 日程第 6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第4号 別海町農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第5号 現況証明願いについて
- 日程第 10 議案第6号 農地等に係る贈与税の納税猶予に関する証明について
- 日程第 11 議案第7号 賃借料情報の提供について
- 追加日程第1 追加議案第1号  
別海農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

○出席委員（25名）

会長 27番 信夫重勝  
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀均	5番	石森裕治
7番	押田賢二	8番	山田木雄
9番	木幡誠	10番	佐々木實
11番	竹花智子	12番	猿谷忠義
13番	畠山友子	14番	市川義晴
15番	藤田浩義	16番	石田昌樹
17番	及川哲夫	18番	石島敏明
19番	斉藤春一	20番	小岸正千
21番	伊藤一	22番	豊島秋
23番	目黒英夫	24番	岡崎暢
25番	大内敏光		

○欠席委員（2名）

4番 阿部浩 6番 石毛剛

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑智明
総務担当 主幹	大山晋作
農地調整担当 主査	志渡正勝
農地調整担当 主任	川原浩貴
農地調整担当 主事	加藤智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

13番 畠山友子 14番 市川義晴

次の記録は、農業委員会等に関する法律第33条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席1.3番 畠 山 友 子 ⑩

議席1.4番 市 川 義 晴 ⑩

○事務局（大山主幹）

おはようございます。開会前ですが、本日追加議案を提出させていただいております。追加議案につきましては、本総会の議案提出締切後に町の産業振興部農政課から別海農業振興地域整備計画の計画変更について意見照会があり、計画変更の日程上、本総会で農業委員会として協議・意見の決定等について行わなければならないこととなったことから、別海町農業委員会会議規則第9条ただし書きの規定に基づき、緊急を要するものとして提出するものです。詳細につきましては、後ほど担当から説明いたします。

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告4件、議案7件、追加議案1件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第8回農業委員会総会を開会いたします。

ただいま出席している委員は25名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開会させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、4番阿部委員、6番石毛委員の2名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。13番畠山委員、14番市川委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

---

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で7件ございます。全件、農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について一時貸付けを行う内容です。今後の取り扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

次号から第7号までの農地所有者、あっせん委員及びのあっせん結果につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第3号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第4号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第5号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第6号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

第7号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。あっせん価格、賃貸借で年額 [ ] 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。第1号から第4号につきましては3番芳賀委員、第5号から第7号につきましては13番畠山委員。

それでは、第1号から第4号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

#### ○3番 芳賀委員

はい、第1号から第4号について一括で御説明いたします。昨年の[ ]さん、[ ]さんの離農に伴いまして、公社買上げが成立した土地について、近隣4件での5年間の賃貸借を求めるものであります。よろしく申し上げます。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、第5号から第7号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、第5号から第7号は離農した■■■■さんの土地の公社買上げが成立した案件です。■■■さん、■■■■、■■■■さんの3件に5年間の賃貸するものです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後、北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年11月27日開催の第6回別海町農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日につきましては、北海道農業会議の意見聴取日であります12月20日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は22件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。その他の法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、第 号につきましては 番 委員、第 号につきましては 番 委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

報告第4号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和5年12月8日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る農業経営改善資金計画書に対して意見を求められ、令和5年12月22日に意見書を提出したので、職員に事務の一部を委任する規程第2条第2項の規定により報告する。本件は2件でございます。別海町農業金融制度総合推進会議から意見を求められ、次のとおり意見書を提出しておりますので内容について朗読し報告いたします。

1 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書の概要。

第1号、申請者、                    番地の    、    。労働力及び経営規模、労働力、本人47歳、妻35歳。飼養家畜、乳牛50頭。経営面積63ヘクタール。投資・資金計画、投資計画、施設取得外、計                    円、資金計画、借入希望額、                    円、自己資金、                    円、計                    円。

第2号、申請者、                    番地の    、    。労働力及び経営規模、労働力、本人26歳、妻27歳。飼養家畜、乳牛70頭。経営面積86.7ヘクタール。投資・資金計画、投資計画、施設取得外、計                    円、資金計画、借入希望額、                    円、自己資金、                    円、計                    円。

2 経営改善資金計画書に対する意見書の内容、意見等なし。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長委任事項の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第5 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は3件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]- [ ]、計[ ] $m^2$ 。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、平成31年3月28日から令和6年3月27日まで。合意解約成立の日、令和5年12月18日。土地の引渡しの時期、令和5年12月18日。

第2号、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]- [ ]外筆、計[ ] $m^2$ 。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。合意解約成立の日、令和5年12月29日。土地の引渡しの時期、令和5年12月29日。

第3号、貸人、同上。借人、[ ]番地、[ ]。解約する土地、[ ]- [ ]外筆、計[ ] $m^2$ 。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、令和4年9月1日から令和7年8月30日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員



のである。貸借期間、令和6年2月28日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。第1号につきましては23番目黒委員、第2号につきましては1番羽石委員、第3号につきましては18番小島委員。

それでは、第1号につきまして23番目黒委員お願いします。

○23番 目黒委員

はい、御説明いたします。[ ]さんの畑に隣接する[ ]さんが使用貸借を受けるものであり、対象の畑については草地更新事業を活用する予定となっています。なお、先月総会後に航空写真で現地が畑であることを確認し、また、現地にも行ってきました。特に問題ないと見てまいりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第2号につきまして1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。第2号ですが、以前に[ ]さんが使用貸借していた[ ]が離農されたため、隣接地を使用している[ ]さんに使用貸借するものです。20年間の契約となっています。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第3号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、[ ]さんと[ ]の使用貸借が切れることから、再度40年間の使用貸借を結ぶものであります。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

## ◎日程第7 議案第3号

### ○議長（信夫会長）

日程第7 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

### ○事務局（川原主任）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、                    一 外 筆、面積、                    ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、太陽光パネル外、計                    ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、                    番地の          、          。

第1号の太陽光発電施設につきましては、北海道農業会議にも事前に確認をしており、発電される電気のすべてを農業用施設に供給する場合、今回の場合はすべて自社の牛舎に供給すると聞いております、かつ、発電量が供給先の施設の消費電力量を超えないことに加え、転用面積が当該施設の床面積を超えない場合においては、太陽光発電設備を農業用施設として取り扱う旨、回答を得ていますので報告させていただきます。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

### ○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めます。第1号につきまして25番大内委員お願いいたします。

### ○25番 大内委員

はい、昨年12月11日に現地を見てまいりました。場所は牛舎の並びにバンカーサイロが続いているんですけども、そのすぐ横に設置されるということで、場所的に問題ないところと見てまいりました。以上です。

### ○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

### ○委員

（「なし」の声あり）

### ○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。



調整委員、同上。

続いて利用権の設定です。

第1号から第7号までは報告第1号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和6年2月1日。終期、令和10年11月27日。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第7号までの利用権の種類、内容、始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、借賃、年額 [ ] 円。

第3号、借賃、年額 [ ] 円。

第4号、借賃、年額 [ ] 円。

第5号、借賃、年額 [ ] 円。

第6号、借賃、年額 [ ] 円。

第7号、借賃、年額 [ ] 円。

第8号、利用権の設定を受ける者、 [ ] 番地の [ ]、 [ ]。利用権を設定する土地、 [ ] 一 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、 [ ] 番地、 [ ]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和6年2月1日。終期、令和11年1月31日。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、毎年11月20日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、藤田委員、斉藤委員。

次号から第18号までの利用権の種類、始期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第9号、利用権の設定を受ける者、 [ ] 番地の [ ]、 [ ]。利用権を設定する土地、 [ ] 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第10号、利用権の設定を受ける者、 [ ] 番地の [ ]、 [ ]。利用権を設定する土地、 [ ] 一 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第11号、利用権の設定を受ける者、 [ ] 番地の [ ]、 [ ]。利用権を設定する土地、 [ ] 一 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第12号、利用権の設定を受ける者、 [ ] 番地の [ ]、 [ ]。

、。利用権を設定する土地、一外筆、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和9年1月31日。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、毎年3月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、猿谷委員、芳賀委員。

第13号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、一外筆、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、同上。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、大内委員、及川委員。

第14号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、一外筆、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第15号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、一外筆、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第16号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、一外筆、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第17号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、一、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、同上。終期、令和11年1月31日。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

第18号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、一外筆、計 m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、同上。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

続いて利用権の移転です。

第1号、利用権の設定を受ける者、移転前、[ ]番地の[ ]、[ ]。移転後、[ ]番地の[ ]、[ ]。利用権の移転をする土地、[ ] - [ ]、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の移転をする土地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。移転する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和2年12月1日。終期、令和7年11月30日。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、毎年11月末日までに指定口座に振り込むものとする。利用権移転の時期、令和6年2月1日。調整委員、猿谷委員、石森委員。

第2号、利用権の設定を受ける者、移転前、[ ]。移転後、[ ]。利用権の移転をする土地、[ ] - 外筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の移転をする土地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。移転する利用権、利用権の種類、同上。内容、同上。始期、平成27年12月1日。終期、同上。借賃、年額 [ ] 円。借賃の支払いの方法、同上。利用権移転の時期、同上。調整委員、同上。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の第1号は公社の買戻し案件、利用権の設定の第1号から第7号につきましては報告第1号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の第11号につきましては[ ]番[ ]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（[ ]番 [ ]委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは利用権の設定の第11号につきまして調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の第11号につきまして15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。ここは[ ]さんの土地で、賃貸借の期限到来での再設定になっています。同一条件での再設定になっていますので、よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の第11号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の第11号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の第11号につきまして、原案のとおり決定します。

ここで、**■**番加藤委員に対する議事参与制限を解除します。

(**■**番 **■**委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限案件以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の第2号及び第3号につきましては25番大内委員。利用権の設定の第8号から第10号につきましては15番藤田委員、第12号につきましては12番猿谷委員、第13号から第16号につきましては25番大内委員、第17号及び第18号につきましては24番岡崎委員。利用権の移転の第1号及び第2号につきましては12番猿谷委員。

それでは、所有権の移転の第2号及び第3号につきまして25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、第2号と第3号ともに昨年まで**■**さん、**■**さんと**■**さんが使用貸借の契約をされていたんですが、期間が切れたので売買することになりました。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第8号から第10号につきまして15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。それぞれ**■**さんの土地で、賃貸借の期限到来での再設定になっています。第8号に関しては、前回まで**■**さんが使っていましたが、今後使わない意向でしたので、今回は**■**さんへと調整いたしました。後の**■**さん、**■**さんは同一条件での再設定になりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第12号につきまして12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。**■**氏と**■**氏が借りておりましたが、**■**氏が借りない意向を示し、まとめて**■**氏が借りることになりました。**■**氏は**■**氏の娘であり、経営主体であります。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第13号から第16号につきまして25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、第13号から第16号まで、昨年まで■■■■さんと■■■■■が使用貸借してた土地ですが、■■■■さんから使用貸借をやめて賃貸借に変えたいということでしたので、それぞれ■■■■■さん、■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんが新たに賃貸することになりました。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第17号及び第18号を24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。第17号の■■■■■さんの土地は、今まで■■■■さんが借りていましたが、借りない意向を示したので、同条件で■■■■さんが借りることになる借人の変更です。第18号は、■■■■■さんの土地で、■■■■さんと■■■■■さんが借りていましたが、借りない意向を示したことから、同条件で■■■■■さんが借りることになる借人の変更です。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の移転の第1号及び第2号につきまして12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、■■■■■さんから■■■■■さんへの経営移譲におきまして、■■■■氏及び■■■■■氏が■■■■氏に貸していた土地を■■■■氏に権利を移転するものになります。権利を移転することで、■■■■氏は特例付加年金受給可能となります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の議事参与制限案件以外の案件の委員説明が終わりました。それでは、議案第4号の議事参与制限案件以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第4号の議事参与制限案件以外の案件につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号の議事参与制限案件以外の案件につきまして、原案のとおり決定します。

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[ ] - [ ] 外筆。面積、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況、雑種地。所有者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。

第2号、所在、[ ] - [ ] 外筆。面積、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況、雑種地。所有者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。

第3号、所在、[ ] - [ ]。面積、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況、雑種地。所有者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。第1号及び第2号につきましては3番芳賀委員、第3号につきましては13番畠山委員。

それでは、第1号及び第2号につきましては3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、報告第1号で移動した [ ] さん、[ ] さんの土地で、公社買上げの段階で、地目上公社買上げが不可という土地が出てきました。これについては、土地評価のときに現地を確認して、公社買上げが難しいというのは確認しておりますので、本人買取の方向で地目変更を行いたいということです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、第3号につきましては13番畠山委員お願いします。。

○13番 畠山委員

はい、公社合理化事業で公社買上げができなかった土地の地目を雑種地に変更するもので、昨年畑評価を行った際に畑ではないことを確認しており、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

---

◎日程第10 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第6号「農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第6号、農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について。次の者が租税等特別措置法第70条の4第1項及び同条第6項並びに同法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けるに関し「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通知）」において規定する事項に該当する旨の証明をする。

本議案は農地等についての贈与税の特例適用を継続して受けるため、申告期限の翌日から起算して3年ごとに継続届を提出する必要があります。提出する届出書には農業を引き続き行っている旨の証明など、農業委員会の証明を必要するとされていることから、その要件に該当する旨の証明についてお諮りするものです。本年度の対象者につきましては、自らが農業経営を続けていることを証明する租税特別措置法第70条の4第1項該当者が5件。特定貸付を行っていることを証明する同法第70条の4の2第1項該当者が3件。また、その受贈者が農業者年金受給に伴い推定相続人の一人に使用貸借し、推定相続人が営む農業に従事していることを証明する同法70条の4第6項該当者が1件の計9件です。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては納税猶予の適用に関する証明の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

---

◎日程第11 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第7号「賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第7号、賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について、次のとおり提供を行うものとする。本案は議案書記載のとおり牧草畑について各推進委員会別に1ヘクタール当たりの平均額、最高額、最低額及びデータ数を記載しております。こちらは朗読を省略させていただきます。集計に当たりましては、令和5年1月1日から令和5年12月31日までのデータを集計しております。賃借料情報につきまして本総会議決後に町ホームページ等を通じて広く周知したいと考えております。また、参考までに別海町全域の1ヘクタール当たりの平均額を申し上げます。平均額は2万5,444円でございます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、賃借料情報に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり提供することに決定します。

---

◎追加日程第1 追加議案第1号

○議長（信夫会長）

追加日程第1 追加議案第1号「別海農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

#### ○事務局（志渡主査）

追加議案第1号、別海農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。別海町長から別海農業振興地域整備計画（昭和44年度地域指定、昭和45年度計画策定）の変更について意見を求められたので、次のとおり意見書を提出する。

別海農業振興地域整備計画の変更に係る意見書（案）。

令和6年1月18日付け別農政第477号で照会のあった農用地利用計画を含む別海農業振興地域整備計画書の変更については、別海町の農業の長期的展望の上から農用地の効率的な利用と開発整備が計画的に推進できるものと考えられることから、本計画を適当と認め、同意する。令和6年1月31日、別海町農業委員会 会長 信夫重勝。

追加議案資料①から⑤をお配りしております。こちらを基に計画の変更内容について説明したいと思います。追加議案資料①「総合見直しの主な変更点について」という資料です。1 農業振興地域制度の目的及び仕組みについて説明します。農業振興地域制度は、農業の健全な発展と食料の安定供給を確保するため、農業と農業以外の土地利用との間で調整を図りながら、今後とも長期にわたって農業の振興を図るべき地域を明らかにすることにより、優良な農地を確保しながら農業上の利用を図りつつ、各種の農業振興施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。農業振興地域の指定を受けた市町村長は都道府県知事と協議の上で、農業振興地域の振興を図るために必要な事項を定めた「農業振興地域整備計画」を定めます。そしてこの農業振興地域整備計画が定められていることが、町内における各種基盤整備事業や中山間直接支払事業の条件となっています。2、3の項目は後ほど資料をもって説明いたします。

次に追加議案資料②をご覧ください。「農業振興地域」及び「農用地区域」の概念図となっています。一番外側の四角が町の区域となっています。その内側の四角が農業振興地域となっています。町の区域と農業振興地域の間は農業振興地域外と言いまして、内訳は保安林となっています。その内側の四角が農用地区域であり農業用施設用地、農地、山林、原野がございます。農業振興地域と農用地区域の間が農振白地地域となっています。

農用地区域指定の主なメリットとしましては、基盤整備事業等の補助事業を受けることや農地売買における譲渡所得の控除等があります。デメリットに関しましては、農用地区域内に指定された用途以外に利用することができないということになっています。

次に追加議案資料③をご覧ください。こちらの資料は令和2年に別海町集落で撮影した町内の航空写真と現状の農業振興地域の面積を比較した表となっています。詳しい説明は省略いたしますが、この表のその他の面積につき

ましては、別海町より土地利用計画の確認依頼があり、農業委員会から令和5年12月に現況にあわせるため、農振白地地域から農地、山林、原野への編入について報告した面積となっています。

次に追加議案資料④をご覧ください。「別海農業振興地域整備計画書基礎資料」です。過年度の基盤整備事業の状況や農用地の利用の状況について整理したものとなっています。前回の基礎調査は平成29年度に見直しを行っており、見直しについては法律でおおむね5年ごとに行うとされております。本見直しにおいては農業者へアンケート調査を行うとともに、直近の基盤整備事業の実績、統計資料、別海町農業農村振興計画、別海町酪農・肉用牛生産近代化計画、別海町森林整備計画等の各種計画に基づいてデータや文言等を整理しております。

追加議案資料④の1ページ目、第1地域の概況、1人口及び産業の動向及び見通しの項目をご覧ください。総人口は令和2年の1万4,380人から令和12年には1万2,919人と予測しており、1,461人の人口減と予測しております。

続いて5ページ目、第3土地利用の現況及び見通し、1農業振興地域の土地利用の動向及び見通しの項目をご覧ください。農地面積は令和2年の6万7,217haから令和12年には6万3,338haと予測しており、3,879ha農地が減少する予測としています。

続いて11ページ目、第5農用地等の保全及び利用の現況及び見通し、1経営体数の動向及び見通しの項目をご覧ください。農業経営体数は令和2年は750戸から令和12年は674戸と予測しております。基礎資料の部分は以上となります。

次に追加議案資料⑤をご覧ください。「別海農業振興地域整備計画書」です。別海町農業振興地域整備計画については、追加議案資料④の別海町農業振興地域整備計画基礎資料を基にしまして、今後10年間の農用地利用計画や基盤整備計画を整理したものとなっています。こちらも基礎資料と同様に平成29年度に見直しを行っており、農業者へアンケート調査や各種計画を基にデータ等を整理しております。

次に農用地利用計画について説明いたします。農用地利用計画は、農用地農業振興地域整備計画の中心となる計画で、農用地区域及び農業上の用途区分を設定したものとなっております。農用地区域とは、今後も長期にわたって農業上の利用確保すべき土地の区域を指し、現状が宅地、山林等であっても、将来的に農用地等として利用する計画がある場合には、農用地区域に含まれていることがあります。農用地区域として区分された農地等は、農業上の有効利用を図る観点から、基盤整備事業や融資事業、日本型直接支払制度が計画的集中的に実施されます。また、農用地区域内の土地に対する税制上の減税等各種優遇措置が設けられています。しかし、農用地区域内の土地は農業のための利用確保すべき土地として、原則農業以外の目的での利用はできないこととなっております。

次に追加議案資料①の1ページ目、第1農用地利用計画、1土地利用区分の方向の項目をご覧ください。農用地利用計画につきましては、先ほど説明しましたが、1ページ目の下の表をご覧ください。こちらの目標は令和12年を設定しており、農用地面積が6万3,338haであり、令和2年から3,879haの減と予測しています。

続きまして9ページ目、第3農用地等の保全計画、3農用地等の保全のための活動の項目をご覧ください。農業委員会を中心として農地の利用調整活動を行っており、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業等の各種事業を積極的に活用し、離農農家、経営規模縮小農家等の農地を担い手へ集積し効率的な利用を促進します。耕作放棄地となるおそれがある農地については農業委員会等の調査を通じて、耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、今後も農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する中山間等直接支払制度を活用し、農作業の効率化を推進するためコントラクター組織の活用による堆肥散布や、肥培管理等を推進し、農地の有効活用を図ります。また、耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、集落協定に基づき速やかに農業委員会のあっせんを受けるなど、所有権の移転や利用権の設定を行い、農地の流動化を推進することと計画していることから、先ほど申し上げたとおり、農用地等の面積は減少の傾向と予測していることになっていますが、別海町と別海町農業委員会が連携して、少しでも今後の農用地面積が減少しないような対策等がこの計画で計画されていることから、この計画が適当であると判断するものであります。

以上で追加議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、追加議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては意見書の提出に関するの案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、追加議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、追加議案第1号につきまして原案のとおり意見書を提出することに決定します。

## ◎閉会宣言

### ○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。  
これをもちまして、第8回総会を閉会します。